

温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第2号アに掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と温泉発電の自立的かつ速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

本事業では、温泉の熱を用いて発電を行う設備を整備する事業であり、以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

- i) その全部又は一部が浴用に供されている温泉の全部又は一部の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。
- ii) 温泉施設においては、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- iii) 利用する温泉は、平成25年4月1日時点において現に湧出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。
- iv) 固定価格買取制度による売電を行わないものであること。
- v) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。

（2）維持管理

導入した設備は、事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

（3）二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

（4）事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。

別紙様式（温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）の事業報告書の作成例）

平成○年度温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）
の事業報告書

平成○年○月○日
事業者名
事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称
○○○事業

2. 事業の概要
【補助事業で整備した設備の概要を記載する。】

3. 事業の実績
【本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備による発電電力量、電力の用途等を記載する。】

4. 二酸化炭素の削減量
(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1)の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）】

5. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、設備設置周辺

地域の意見も踏まえつつ、有望性や課題を含めて記載する。】

7. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における同業他社等への波及効果や本報告を行う事業者における同様の設備導入に関する状況を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】